◇租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第五七号）（財務省）

1　題名を租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令に改めることとした。

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二二年六月一日から施行することとした。

◇租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（政令第五八号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　上場株式等に係る配当所得の課税の特例及び上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例について、公開買付けの方法で行われた自己の株式の取得によるみなし配当の場合には、大口株主等（発行済株式等の五パーセント以上を所有する株主等をいう。）の判定の基準日を、その公開買付期間の末日とすることとした。（第四条の二及び第四条の六関係）

㈡　国外株式の配当等の源泉徴収等の特例について、金融商品取引所に上場されている国外株式の配当等に係る源泉徴収義務者を、その配当等の支払を受ける者の受領の媒介、取次ぎ又は代理（業務として国内においてするものに限る。）をする者とした。（第四条の五関係）

㈢　上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例について、上場株式等の配当等でみなし配当に該当するものの支払をする法人は、その配当等の支払の取扱者に対し、そのみなし配当の発生の基因となった事由、みなし配当の額等を通知しなければならないこととした。（第四条の六の二関係）

㈣　上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例について、適用対象となる特定受益証券発行信託の要件等を定めることとした。（第四条の七の二関係）

㈤　非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税について、非課税口座内上場株式等の配当等の支払の取扱者の範囲を定めることとした。（第五条の二の二関係）

㈥　土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例に係る適用除外措置及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例等について、対象となる宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とする法人に対する当該業務に直接必要な土地等の譲渡に係る法人の範囲から、独立行政法人空港周辺整備機構を除外することとした。（第一九条、第二〇条の二、第三八条の四及び第三八条の五関係）

㈦　特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例について、譲渡資産と一体として居住の用に供されていた家屋又は土地等の贈与（著しく低い価額の対価による譲渡を含む。）がある場合の譲渡資産の譲渡対価要件の判定等の細目を定めることとした。（第二四条の二関係）

㈧　その終了又は一部の解約により交付を受ける金銭等の額の全額が株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして課税される特定受益証券発行信託の要件を定めることとした。（第二五条の八関係）

㈨　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定管理株式の対象とならない特定口座内保管上場株式等の範囲を定めることとした。（第二五条の八の二関係）

㈩　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、上場株式等以外の株式等につき法人の合併（その法人の株主等に合併法人の株式又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）により取得する合併法人の株式又は合併親法人株式で、その取得する合併法人の株式又は合併親法人株式のすべてをその合併の日に受け入れるもの等を加えることとした。（第二五条の一〇の二関係）

⑪　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、非課税口座内上場株式等の譲渡による所得の区分計算の方法、非課税口座内上場株式等の払出し時の金額の計算方法、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲、非課税口座開設届出書又は非課税口座開設確認書の交付申請書を提出する者の告知の方法、告知を受けた金融商品取引業者等の本人確認の方法、金融商品取引業者等の営業所における非課税口座に関する帳簿書類の整理保存の細目等を定めることとした。（第二五条の一三～第二五条の一三の七関係）

2　法人課税

㈠　試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、現物分配が行われた場合の被現物分配法人に係る比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算の細目を定める等の見直しを行うこととした。（第二七条の四、第三九条の三九関係）

㈡　事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（第五条の六、第二七条の七及び第三九条の四二関係）

(1)　中小企業者が取得した情報基盤強化設備等に係る措置について、対象となる情報基盤強化設備等の取得価額の合計額の最低限度及び対象事業の範囲を定める。

(2)　中小企業者等の教育訓練費の総額に係る特別税額控除制度について、事業主が負担することとされる法定福利費に平成二二年度における子ども手当の一部として支給される児童手当に係る拠出金を含める。

㈢　公害防止用設備の特別償却制度について、対象設備から揮発性有機化合物の処理の用に供される機械及び装置を除外することとした。（第五条の一〇、第二八条及び第三九条の四六関係）

㈣　特定地域における工業用機械等の特別償却制度における過疎地域に係る措置について、対象となる事業につき、商品又は役務に関する情報の提供等の業務に係る事業を追加するとともに、ソフトウエア業を除外した上、その適用期限を一年延長することとした。（第六条の三及び第二八条の九関係）

㈤　障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度について、障害者雇用割合における短時間労働者数及び雇用障害者における身体障害者又は知的障害者である短時間労働者数の計算の方法を定めることとした。（第六条の六、第二九条の二及び第三九条の六〇関係）

㈥　支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（第六条の七、第二九条の二の二及び第三九条の六一関係）

(1)　障害者就労支援事業所となる事業所の判定要件における労働者に短時間労働者を追加するとともに、その計算の方法を定める。

(2)　現物分配が行われた場合の被現物分配法人に係る前事業年度等における支援事業所取引金額の合計額の計算の細目を定める等の見直しを行う。

㈦　保険会社等の異常危険準備金制度について、次のとおり見直しを行うこととした。（第三三条の五及び第三九条の八三関係）

(1)　火災共済協同組合が行う火災共済に係る積立率を二パーセント（改正前二・五パーセント）に引き下げる。

(2)　火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例について、次のとおり見直しを行う。

イ　火災共済に係る積立率の特例における積立率を四パーセント（改正前五パーセント）に引き下げる。

ロ　火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用事業年度から火災保険等については事業年度終了の日における異常危険準備金の残高が当年度保険料等の三〇パーセントを超える場合のその事業年度を、火災共済については同残高が当年度保険料等の六〇パーセント（協同組合連合会が行う火災共済については七五パーセント）を超える場合のその事業年度を、それぞれ除外する。

ハ　火災保険等及び火災共済に係る積立率の特例の適用期限を三年延長する。